

ひまわり

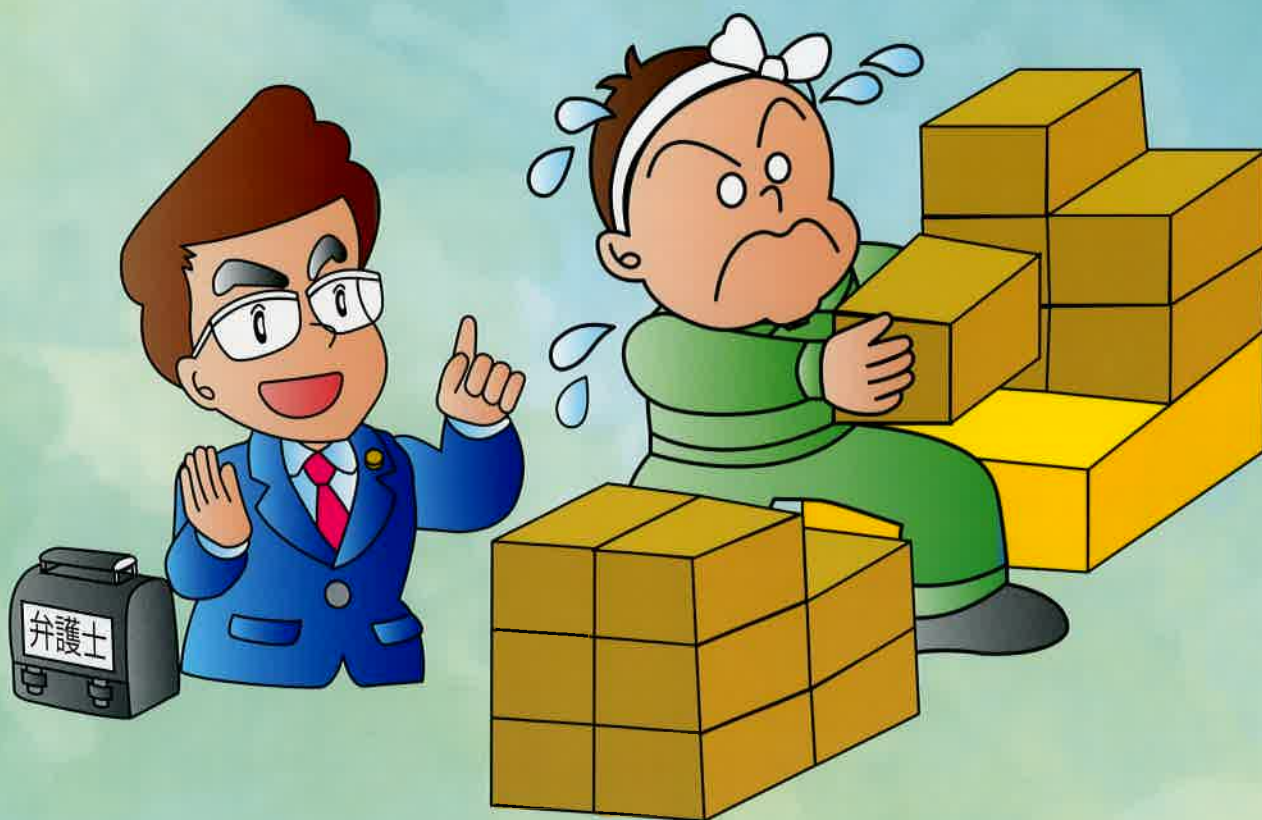


弁護士記章

ひまわりとはかりを图案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
139号・140号合併号

H I M A W A R I



熊本県弁護士会



豪雨災害に対する弁護士会の活動について

弁護士 益子 寛

1 はじめに

令和2年7月に続き、令和7年8月10日、熊本県内を大雨被害が襲いました。近しい方を亡くされた方々に、心よりお見舞い申し上げます。併せて、被災された地域・皆様の一刻も早い復興を、心より願っております。

2 災害と弁護士業務

さて、皆さんは災害と聞いて、弁護士に相談しよう、と思いつくでしょうか？

熊本地震の時と同じように役場に行って「罹災証明」っていうのをもらって、それを保険会社に出せばいいんでしょ？災害と弁護士なんて関係ないでしょ？と思われるかもしれません。

災害が頻発する昨今、皆さんもいろんな経験をされたと思います。その過程で、色んな手続のことをご存じの方も多いかもしれません。

しかし、災害では、皆様が経験したことが無いような問題も発生します。隣から流れてきた車は、勝手にどけていいの？浸水した自宅の住宅ローンの支払いはどうなるの？家を修理しようとしたら高額な修理費用を請求されたけど、支払わなければいけないの？等々、様々な問題が次々と湧き上がってきます。

普段の状態であれば、冷静な判断もできるかと思いますが、でも、被災直後は、皆さんがしなければいけないことは、いっぱいあります。

そういったときに、何からすればいいの？どうしたらいいの？といった交通整理のお手伝いをするとも、弁護士の仕事です。

(余談ですが、裁判所で白黒つけるだけが弁護士の仕事ではありません。皆様のお話をお聞きするのも、弁護士の仕事のひとつだと思っています。)

それだけではありません。災害が発生した後は、悪質業者がやってきて高額な修理費用を吹っ掛けた、とかお金を支払っても工事に着手しない、といった事例がしばしば発生します。そういった問題も、弁護士に早めに相談することで、さらなる被害に巻き込まれる事を防ぐ、ということが可能となります。

3 豪雨災害に関する無料相談のご案内

熊本県弁護士会では、熊本県内8か所(熊本市・山鹿市・玉名市・天草市・八代市・人吉市・阿蘇市・益城町)にある法律相談センター等で豪雨問題に関して、無料法律相談を実施しております。

予約は、電話(096-325-0009)もしくはインターネット <https://kumaben.or.jp/soudan> 経由で、お願いします。

なお、熊本市内の法律相談センターでは、土曜日にも相談を実施しております。

「災害は忘れたころにやって来る」と言いましたが、昨今では、悲しいことに災害は忘れる間もなく襲ってくるようになってしまいました。

「備えあれば憂い無し」とも言います。こんなこと話してもいいかな、などと思わずに、お気軽に、早めに、私たち弁護士にご相談下さい。

memo

一口メモ

一人親方をめぐる問題

弁護士 久保田 紗和

一人親方とは、主に建設業界において見られる個人の事業形態です。一人親方は自身又は家族だけで仕事を行い、労働者を使用しません。この働き方の最大の特徴は、自ら現場で作業を行いながら、その作業の全ての管理や責任を負う点にあります。ただ実際の働き方としては、元請会社に雇用される労働者と大きく変わらないことも多く、通勤中や業務中の事故に遭遇する危険性も変わりません。そのため、一人親方には労災保険の特別加入制度があり、加入は任意ですが強く推奨されています。

一人親方については、社会保険料や雇用保険料、残業代の節約などを目的として会社が雇用契約を締結すべき

従業員を請負の一人親方として扱う偽装問題が生じており、国も規制に動いています。元請会社が指揮命令下に一人親方を労働者として扱っていた場合で、一人親方に事故が生じた場合などは、元請会社に対し使用者責任を追及できる可能性もありますが、実質的な指揮命令関係の立証等は必ずしも容易ではありません。また一人親方では、契約代金の未払い等の契約上のトラブルが経営に及ぼす影響は甚大です。元請との力関係の中での問題や、労働者としての保護が及ばない一人親方特有の問題も生じうるため、トラブルが生じた場合には弁護士に相談されることをお勧めします。



労働時間や最低賃金をめぐる諸問題

弁護士 今村 一彦

1 労働について

労働は、その対償として人が賃金を得ることで暮らしを支えるだけでなく、生きがいや喜びをもたらします。しかし、人は働いてばかりでは生きていきません。家事、育児、介護、人との付き合いなどの仕事以外の私生活も私たちの暮らしには欠かすことはできません。労働は、それが長時間に及ぶと労働者の心身に悪影響を与えて健康を害するリスクになるだけでなく、仕事以外の私生活にも悪影響を及ぼします。

そのため、国はワーク・ライフ・バランス憲章（2007年12月策定）や「働き方改革」を掲げるなどしています。長時間労働を抑制し、労働者の健康と私生活を過重な労働から守るために労働時間を規制することは、今日でも重要な政策課題となっています。

2 労働時間の規制

労働時間について、企業が守るべき基本的ルールとして、次のルールが定められています。

- ①原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。これは、労使間の協定・届出等がない場合の労働時間の原則的上限を設けたものです。
- ②労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければいけません。これは、就労の途中で使用者の指揮監督から労働者を解放することによって心身の疲労が重なることを防止しようとするものです。

- ③労働者に対して、少なくとも毎週1日の休日を与えなければなりません。これは休日を一定の間隔でとることによる疲労回復を目的とした規制です。

3 最低賃金制度

労働者が得る賃金は、健康で文化的な最低限度の生活のための基本的な収入源です。日本では、「ワーキングプア」の発生を抑止し、人たるに値する生活を営むに足りる賃金額を労働者に保障するため、最低賃金制度が定められています。

最近では、熊本県の最低賃金が令和8年1月から時給1034円に引き上げられることがニュースになりました。日本の現行の最低賃金は、多くの欧米諸国のように全国一律の最低賃金を設定するものとはなっておらず、全国各地域にあまねく地域別の最低賃金を設定することを求めるものとなっています。そのため、現在、都道府県ごとに47の最低賃金が設定されています。最低賃金制度は、本来は企業が自由に定めることができる賃金について、国が最低賃金額を設定し、それを下回る賃金を定めることを禁止する制度です。また、最低賃金制度には、業種や企業規模、地域による格差などの賃金格差を縮小する役割も期待されています。

4

法律は、長時間労働や最低賃金について厳格に規制しています。勤務先でこうした労働問題について悩まれたら、一人で悩まずに弁護士会の相談窓口をご利用ください。

memo

一口メモ

特殊詐欺について

弁護士 原村 憲司

「特殊詐欺」とは、犯人が被害者と直接対面することなく、電話、はがき、電子メールなどを使って面識のない不特定の人と接触して信頼させ、お金などをだまし取る犯罪です。

親族や警察官、弁護士などを名乗り、親族が起こした事件や事故の示談金などを名目にお金をだまし取る「オレオレ詐欺」が知られていましたが、最近は、警察官や銀行協会職員などを名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換が必要です。」などと言って暗証番号を聞き出し、キャッシュカードなどをだまし取る「預貯金詐欺」、未払いの料金があるなどと

はがきやメールでうその請求をし、お金をだまし取る「架空料金請求詐欺」、医療費や税金などについて「還付金があるので手続きをしてください。」などと言って被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる「還付金詐欺」など、色々な手口が使われています。

電話、はがき、メールなどでお金の話を受けたときは、まず落ち着いて、急いで判断せず、少しでも心配なときは、親族、警察、銀行などに相談してみてください。また、警察から「特殊詐欺」の被害に遭わないための情報が発信されていますので、参考にしてください。



性犯罪についての法律が変わりました

弁護士 井上 莉野

性犯罪に関して法律が改正され、これまで強制性交等罪、強制わいせつ罪とされていたものが、令和5年7月13日から「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」に変更されました。

「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、イヤと思うこと、イヤと言うこと、または、イヤを貫くことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害にあたります。

この改正では、そのほかにも16歳未満の者に対する「面会要求等罪」や「性的姿態等撮影罪」が新設されています。

「面会要求等罪」は、16歳未満の子どもに対して、脅したり、甘い言葉で誘ったり、断られても何度も繰り返し要求したり、金銭や物を与える約束をしたりして、わいせつの目的で、会うことを要求した場合に成立します（会うことを要求した結果、会うことも犯罪に当たります）。また、子ども自身の性的な写真・動画を送信するように要求することも、面会要求等罪に該当します。

※被害者が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長である場合。

今回の法改正では、まだ実際の性犯罪に至っていない段階でも、処罰されることになりました。

16歳未満の子ども達は、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けるため、性犯

罪の被害にあう危険性が高いことから、16歳未満の子ども達が性被害にあうのを防止するためです。

「性的姿態等撮影罪」は、人の性的な部位や下着を正当な理由なく、盗撮されたり、イヤだと言っても無理やり撮影されたり、特定の人以外には見せないと騙されて撮影された場合などに成立します。撮影された写真や動画を人に提供する行為も性的姿態等撮影罪にあたります。

撮影罪は被害者が16歳以上でも成立します（16歳未満の場合には、被害者がイヤかどうかにかかわらず撮影罪にあたります）。

SNSで知り合った人に会おうと言われた、裸の写真を送ってと言われた、部活の先輩に裸の写真が撮られた…など、さまざまな被害のケースが考えられます。

特に、SNS上では、メッセージを送ってくる相手がどのような人物なのか、本当はどのような目的（実際にはわいせつ目的）を持っているのか、文面だけではわかりません。

男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

性暴力・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、性暴力に関するSNS相談、弁護士や警察など、さまざまな相談機関があります。

性別にかかわらず、自分が、友だちが、子どもが…被害にあった・被害にあったかもしれないと心配・不安に思ったら、まずはご相談ください。

memo

一口メモ

技能実習生に関する制度変更

弁護士 石黒 大貴

2024年6月の法律の改正によって、在留資格「育成就労」が創設される代わりに、技能実習制度が廃止されることになりました。農業や建設、食品製造、繊維、機械、介護などの分野で、多くの外国人技能実習生を受け入れてきましたが、人材育成を通じた技術の移転による国際協力、という制度上の建前と、労働力不足が叫ばれる産業分野への非熟練労働者の受け入れという実態との乖離が大きいことは当時の法務大臣も認めており、暴行事例やパワハラ・セクハラ、妊娠を理由とした不利益取扱いや労災事故の多発など問題事例は多く報告されていました。

新しい育成就労では、原則3年間（技能実習では最長5年）、17分野において働きながら技術を習得し、同じく就労系の在留資格である「特定技能1号」の水準にまで育成することになっています。一方で、1年～2年の間は転職が制限されたり、家族の帯同が認められない等、技能実習制度で指摘されていた問題点が完全に改善されたものとは言えません。有識者会議が開催され、運用方針について具体化が進んでいる中、この育成就労制度は、2027年4月1日から開始されることが決まっています。



訴訟・調停のデジタル化の動きについて

弁護士 村上 雅人

1 裁判は基本的にデジタル化されます！

これまでの日本の裁判は、紙の書類で行われていました。裁判所に申し立てをするには、「訴状」などの紙の書類を提出します。その書類は、相手方宛には郵送をされます。

裁判において双方から提出された書類（主張と証拠）は、すべて裁判所のファイルに綴られて保管されます。

また、裁判期日には、当事者は裁判所に出頭します。尋問も、和解協議も、裁判所に出頭した者同士で行われます。

日本の裁判は長年、そうしてきました。それは、確実な手続のためには有益なのですが、やはり不便なところがある。そこで、近年ようやく、司法の世界もデジタル化が進んできました。

この数年は、手続の確実性を維持しつつも、出来るところからIT技術を導入した手続になってきました。

そして、もうすぐ、民事裁判の多くの領域で、全面的なデジタル化が始まります（それぞれの手続がデジタル化される時期は異なります。）。

2 こんなふうに変わります！

そもそも、裁判の記録を紙で保管するのは止めてしまいます。記録は、裁判所のサーバー上で保存されます。当事者は、そこにアクセスして、書面をアップロードしたり、ダウンロードしたりするのです。

弁護士を付けない場合は紙での提出・受け取りも可能ですが、弁護士は全員、デジタル化に対応します。

裁判期日も、Web上で行う機会が、これまでよりも多くなります。もちろん、尋問をしたり、証拠の原本を見るには、裁判所に行った方がいいので、出頭することが皆無にはなりません。しかし、お互いに合意したのならば、Webで実施することが全面的に可能になるのです。

そして、全面的にWeb上で行うようになるのは、民事訴訟だけではなく、

民事執行、民事保全、破産など、民事手続の多くで、Web会議が導入される予定です。

3 離婚調停などでもWebで！

デジタル化は、離婚調停や離婚訴訟などの家庭裁判所の手続でも始まりました。

かつては、調停も訴訟も、家庭裁判所に行かなければなりませんでした。調停は話し合いですし、訴訟は厳密な手続です。出頭するのが当然だと思われていたのは無理もありません。

ただし、すべてに出頭を求める必要はなく、Webで出来ることもあるはずで。

そこで近年、部分的にWebでも行うようになっていましたが、令和7年4月からは、全面的にWebでの運用が始まりました。

これまでは、たとえば、離婚を成立させるには、最低1回は裁判所に出頭して離婚の合意をして来なければいけませんでした。これからは、Webの期日での合意が可能になったのです（もちろん合意が確実なものであることは慎重に確認されます。）。



国際結婚と子どもをめぐる問題

弁護士 小林 法子

国際結婚をした場合、子どもに関する問題として特に重要なのは「国籍」と「親権」の問題です。

日本で生まれた子どもは、原則として父母のいずれかが日本人であれば日本国籍を取得できますが、相手国の法律によっては二重国籍となる場合があります。二重国籍となった場合、一定の年齢までに日本国籍を選択しなければ、日本国籍を喪失することがあります。

また、離婚や別居の際に問題となるのが「親権」と「子の連れ去り」です。日本では現在、離婚後は一方の親のみが親権者となりますが、外国では共同親権を採用している

国が多くあります（なお、日本でも令和8年5月からは共同親権を選択できるようになります）。

そのため、一方の親が子どもを自国に連れて帰った場合、国際的な法的紛争に発展することがあります。日本も「ハーグ条約」に加盟しており、子どもを無断で国外に連れ出した場合、元の居住国へ返還を求められることがあります。

このように、国際結婚における子どもの問題は、国ごとの法律の違いが絡み合うため、トラブルを防ぐには、結婚前から相手国の法制度を理解し、万が一の際には国際家族法に詳しい弁護士に早めに相談することが大切です。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 藤本 猪智郎

法律相談のご予約は<096-325-0009>

電話受付時間：月～金 9：00～17：00

インターネットでは24時間予約受付中

1 トラブル解決は熊本県弁護士会法律相談センター

トラブルに巻き込まれていること自体は分かっている、だれかに相談したいのに、どこに相談したらいいのかわからないということがあります。

熊本県弁護士会では、弁護士に相談したい方のために、熊本法律相談センター（熊本市中央区水道町）のほか、山鹿・菊池センター、荒尾・玉名センター、阿蘇センター、県南・八代センター、天草センター、人吉・球磨センター、益城センターの県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っています。

熊本県弁護士会に所属する弁護士が、交代制で相談担当を引き受けておりますので、安心してご利用いただけます。ご相談料は、1回30分5,500円（税込）です。ただし、法テラスと同様に、一定の要件（収入や貯蓄が一定の金額以下の場合）を満たされる方は、民事法律扶助制度による無料の法律相談をご利用いただけます。

相続、離婚などご家族の問題から、借金の相談、労働問題、交通事故、会社経営に関する相談等、おひとりで悩まず、まずは法律相談センターにご相談ください。

2 無料で法律相談が出来るメニューもあります

多重債務及び交通事故でお困りの方のご相談は無料で行っております。

相続・遺言相談、労働相談（労働者側）、訴訟等の当事者になってしまったが代理人のいない方の

ご相談は、初回のみとなりますが、こちらも無料の相談をおこなっております。

詳しくは法律相談センター（096-325-0009）までお問い合わせください。

3 LINEのビデオ通話を利用したご相談

熊本県弁護士会では、現在LINEのビデオ通話を利用した法律相談を行っております。

既存の法律相談センターが遠方にしかない、親の介護などで家を空けることができない、法律相談センターに相談に行くこと自体を誰にも知られたくないなど、従来の法律相談センターでの面談相談では不都合のある方は是非LINEのビデオ通話を利用した法律相談をご検討ください。

利用方法の詳細は、熊本県弁護士会法律相談センターのホームページをご覧ください。

4 法律相談のご予約はインターネットで24時間受付

法的トラブルでお悩みの方は、予約制となっておりますので法律相談センター（096-325-0009）へご連絡ください。専門のスタッフが親切・丁寧に対応いたします。

受付時間は毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

インターネットでは、24時間いつでもご予約いただけますので是非、熊本県弁護士会法律相談センターのホームページ（<https://soudan.kumaben.or.jp>）をご確認ください。

memo

一口メモ

外国籍の人の相続

弁護士 遠藤 光太郎

1 外国籍の方が亡くなって相続が発生した場合、まず問題となるのが①準拠法（どの国のルールが適用されるか）と②国際裁判管轄（どの国の裁判所が利用できるか）です。これらは、被相続人の最後の住所地、被相続人の国籍、相続財産の種類・所在国等の事情によって決定されます。

例えば、日本に住む韓国人の方が亡くなった場合、その相続に関する準拠法は原則として韓国法（被相続人の本国法）となり、日本の裁判所が管轄権を有することとなります。

2 不動産の相続登記や預金解約等の相続手続を行うためには、日本人の相続と同様、相続人間で遺産分割協議を行うほか、日本の裁判所に管轄権がある場合に

は、日本の裁判所の調停（調停委員を介した話し合いによる手続）や審判・訴訟（裁判所の判断を求める手続）を利用することができます。

3 相続関係の証明については、日本のような戸籍制度がない国が大半ですので、別途相続関係や死亡の事実を証する書類（公証人作成の宣誓供述書等）を取得する必要があります。

4 以上のほかにも、外国籍の方の相続は、外国にある財産の取扱い、遺言の取扱い、日本で得た判決等により外国で強制執行ができるか否かなど、日本人の相続とは異なる複雑な判断が求められるため、弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。



八代市長
小野 泰輔

熊本県弁護士会の皆様には、
令和7年8月大雨被害による被
災者向けの無料相談会をはじめ、
市民が困った際の相談役として

尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

本年9月に市長に就任し、情報公開の徹底やコンプ
ライアンス体制の構築による「市民からよく見える市
政」の運営を第一に進めております。市民から信頼さ
れる透明性の高い市政運営のためには、法務の専門的
な知見と、第三者の公平公正な視点がますます必要に
なってくるものと考えております。今後も引き続き、
熊本県弁護士会の皆様の八代市政へのご理解とご協力
をお願いいたします。



熊本県商店街振興組合連合会
会長 河島 一夫

私どもの連合会は、名前の通
り熊本県の商店街の集まりです。
設立して55年目になります。
振興組合の法人格が20、任意
の商店街が20の連合会です。

そして、各県の集まりの全振連（全国商店街振興組合
連合会）があり、そこで、政府に対する意見書等を上
申して街の維持発展に当たっています。

商店街では、弁護士先生にお世話になることは、あ
まり耳にしません。数年前は、長期に渡り町費と
アーケード負担金を拒否し続けていた家主との間に弁
護士先生を立てて、全額ではありませんでしたが、支
払いに応じられました。私ごとですが、隣が土地を売
却された後で、境界の確認で意見の相違があり、昭和
七年の境界の裁判記録（原本）を提示しましたが、弁
護士先生から無効と言われ、裁判で確定した境も年月
が経つと無効になることを知りました。



ちよつと一息



熊本県立宇土中学校・
宇土高等学校長
山本 信一郎

熊本県弁護士会の皆様方にお
かれましては、日頃から県下の
学校における事案等に対して、
御指導、御助言を賜り誠に有難
うございます。

価値観の多様化や国の指針の変化等に伴い、教育の
在り方も大きく変わりました。具体的には、詰め込み
型から探究の力を育む教育へ、点数重視から観点別評
価へと移行したことで、学校が果たすべき役割自体が
大きく変わったように思います。

本校はSSH校として、「探究と評価」を充実させ、
多くの実績を積み上げてきました。探究の力を培った
本校生は、きっと様々な場面で活躍します。今後とも
皆様方の温かい御声援をよろしくお願いいたします。



熊本日日新聞八代支社・記者
河内 正一郎

八代市と氷川町を担当する熊
日八代支社に昨春、赴任しまし
た。県内第2位の人口を抱える
八代市はニュースや話題に事欠
かず、取材に奔走する毎日です。

中でも今年8月の市長選は、周辺支局の記者も投入
してフル回転。国政選挙並みの態勢で12年ぶりの新市
長誕生を詳報しました。

八代でも知らない方が多いのですが、実は現在、八
代に記者が常駐する報道機関は熊日のみ。過去の市長
選では八代に拠点を置く全国・ブロック紙が競うよう
に報じています。

メディアの取材網が縮小し、地方のニュース砂漠化
が叫ばれる昨今。県内に22の取材拠点を持つ地元紙と
して紙媒体とネット配信の利点を活かし、信頼できる
情報発信に力を入れていきます。



